

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	国立障害者リハビリテーションセンター学院
設置者名	厚生労働省

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 「国立障害者リハビリテーションセンター学院学則」(昭和 56 年 4 月 30 日施行、最終改正令和 8 年 4 月 1 日) 第 20 条に規定する学科目及び時間数に基づき、各年度当初にシラバスを作成している。 シラバスは、初回の授業において学生に示すとともに、8 月にホームページに掲載し、公表する。 (学科目及び時間数) 第 20 条 学科における学科目及び時間数は、次のとおりとする。 一～二 (略) 三 手話通訳学科 別表第 3 号 四 義肢装具学科 別表第 4 号

別表第3号

手話通訳学科カリキュラム

履修 分類	科目分類	履 修 科 目	単位数	履修学年		時間数	履修学年	
				1 年	2 年		1 年	2 年
基礎科目	言 語	言語学	2	2		30	30	
		応用言語学	1		1	15		15
		日本語	2	2		30	30	
	社 会	文化人類学	2	2		30	30	
		社会学	1		1	15		15
		現代社会	2	2		30	30	
	心 理	心理学	1	1		15	15	
		カウンセリング	1		1	15		15
	知 識	リハビリテーション概論	1	1		15	15	
		社会福祉概論	1	1		15	15	
		法学概論	1		1	15		15
		医学概論	1	1		10	10	
専門科目	表 現	情報リテラシー	1	1		15	15	
		身体表現論	1	1		10	10	
	小 計		18	14	4	260	200	60
	言 語	手話言語学	4	3	1	60	45	15
	社 会	聴覚障害者の社会	4	4		60	60	
	通 訳	通訳理論	1	1		15	15	
		手話通訳論	4	2	2	60	30	30
	知 識	聴覚障害者の教育	1	1		20	20	
		聴覚障害者のリハビリテーション	1	1		15	15	
		聴覚障害者の福祉	2	2		30	30	
		聴覚障害者のソーシャルワーク	1	1		10		10
	手話実技	手話Ⅰ	7	6	1	120	100	20
		手話Ⅱ	6	6		100	100	
		手話Ⅲ	12	10	2	200	160	40
		手話Ⅳ	6	4	2	100	60	40
		手話Ⅴ	2	1	1	40	20	20
	手話通訳 実技	通訳基礎トレーニング	2	2		40	40	
		日本語表現技術	1	1		20	20	
		翻訳Ⅰ	2	2		30	30	
		翻訳Ⅱ	12	4	8	180	60	120
		通訳Ⅰ	8	2	6	140	40	100
		通訳Ⅱ	12		12	180		180
	見学・実習	通訳Ⅲ	16		16	240		240
		施設見学	1	1		30	30	
		施設実習	1		1	20		20
		交流実習	4	2	2	140	80	60
	特別講義	手話通訳実習	6		6	180		180
		特別講義	2	1	1	20	10	10
		卒業研究	6		6	90		90
	小 計		124	56	68	2,140	965	1,175
	合 計		142	70	72	2,400	1,165	1,235

別表第4号

義肢装具学科カリキュラム

No.1

教育内容		科目	単位	時間数		合計	1 年	2 年	3 年
				講義	実習または演習				
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	物理学	2	30		30	30		
		数理統計学	1	15		15		15	
		心理学	1	15		15	15		
		美術	1		30	30	30		
		外国語Ⅰ	1		30	30	30		
		外国語Ⅱ	1		30	30		30	
		リハビリテーション体育	1		45	45	45		
		レポート作成法	1	15		15	15		
		情報演習	1		30	30	30		
		職業教育	1	15		15	15		
	論文指導	4		120	120			120	
基礎分野小計			15	90	285	375	210	45	120
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学	4	60		60	60		
		生理学	4	60		60	60		
		運動学	4	45	45	90	45	45	
		機能解剖学	2	30		30	30		
		生体力学	2	30		30	30		
		人間発達学	1	15		15	15		
		(小計)	17	240	45	285	240	45	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	医学概論	1	15		15	15		
		一般臨床医学	1	15		15		15	
		臨床神経学	1	15		15		15	
		整形外科学	4	60		60		60	
		臨床心理学	1	15		15		15	
		リハビリテーション医学	3	45		45		45	
		病理学概論	2	30		30		30	
		(小計)	13	195		195	15	180	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	社会福祉学	1	15		15	15		
		理学療法学	1	15		15			15
		作業療法学	1	15		15			15
		公衆衛生学	1	15		15	15		
		看護学	1	15		15	15		
		義肢装具関係法規	1	15		15			15
		(小計)	6	90		90	45		45

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学科目の評価及び履修の認定については、国立障害者リハビリテーションセンター学院学則第 21 条に基づいて行っている。

具体的には、学科目の単位修了認定は、評価が 100 点満点中 60 点以上であること、当該学科目の出席すべき時間数が 3 分の 2 以上であること等を要件としている。

(学科目の評価及び履修の認定)

第 21 条 学科目の単位修了の認定は、試験による。ただし、学科目によっては、平常の成績をもって試験にかえることができる。

2 前項の評価は、優 (80 点以上)、良 (70～79 点)、可 (60～69 点) 及び不可 (60 点未満) とし、可以上を合格とする。

3 学科目について出席すべき時間数 (試験時間数を含む) の 3 分の 2 以上出席しなければ、当該学科目の認定を受けることができない。

4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。

3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

客観的な指標の設定は、全科目の平均点を算出して成績分布を求め、各学科における成績状況を把握している。なお、公表は学則・規程で規定された評価。

成績評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程

(成績評価及び時期)

第1条 各科目の成績評価は、当該科目の担当教官が、試験若しくは実習の成績又は日常の修学状況によりこれを行うものとする。

ただし、当該科目の担当教官が複数である場合は、担当教官の中から責任者を定め、当該責任者が、その他の担当教官と協議の上成績評価を行うものとする。

(学院長への報告)

第2条 教官は、毎年度、最終学年の学生については2月末までに、それ以外の学生については3月末までに、各学年所定の授業科目すべての成績評価を行い、その結果を学院長に報告するものとする。

(講義及び実習の成績評価の欠格事項)

第3条 各学年における各科目の授業回数のうち、欠席回数が講義にあつては3分の1、実習にあつては5分の1を超える場合、当該欠席をした学生は、当該科目の成績評価を受けることができない。

ただし、同一科目であっても、複数の分野に分かれる科目については、分野ごとに本文の規定を適用するものとする。

2 30分未満の遅刻又は早退は、3回をもって欠席1回とし、30分以上の遅刻又は早退は、欠席扱いとする。

3 試験開始後30分を経過したときは、当該試験を受けることができない。

(評価基準)

第4条 各科目の成績は、100点満点とし、次表の区分により評価するものとする。

評価基準	
評語	評価区分
優	80点以上
良	70点以上 80点未満
可	60点以上 70点未満
不可	60点未満

2 各科目は、可以上を合格とする。

(特別試験)

第5条 特別試験は、追試験及び再試験とする。

2 傷病その他やむを得ない事由により、試験を受けることができなかった学生で、事前に又は事後直ちにその事由を証する書類を添えて届け出たものは、追試験を受けることができる。

3 学生は、合格に達していない科目がある場合、当該合格に達していない科目につき、一回に限り、申請により再試験を受けることができる。

4 再試験を受けた科目の成績評価は、第4条の規定にかかわらず、60点以上を合格とし、評語は可とする。

(科目認定)

第6条 教育上有益と認める場合、他の高等教育機関で履修した科目で、学院で履修すべき科目と内容及び水準に相当程度同等性を確認できるものについては、当該学院で履修すべき科目を履修したものとみなし、別に定める時間数又は単位数を上限に、認定することができる。

2 前項の規定に基づき認定を行った科目については、第4条第1項の評語に換えて「認」と表記し、合格したものとみなす。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	ホームページに掲載し、公表する。 https://www.rehab.go.jp/College/japanese/yousei/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 進級及び卒業の認定については、国立障害者リハビリテーションセンター学院成績評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程（令和2年7月13日施行）第7条の規定に基づき、所定学科目のすべてに合格した学生について、最終学年にあつては卒業を、それ以外の学年にあつては進級を認定している。 (進級及び卒業の認定) 第7条 各学年所定の科目のすべてに合格した学生について、最終学年にあつては卒業を、それ以外の学年にあつては進級を認定する。 2 特別試験を受験してなお合格に達していない科目がある学生に対して、当該合格に達していない科目の担当教官を含む複数の教官による協議を経て再評価を行い、卒業又は進級を認定することがある。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	ホームページに掲載し、公表する。 https://www.rehab.go.jp/College/japanese/yousei/